

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(新規開業等した場合の納税義務の免除)</p> <p>1—4—6 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者（法第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）又は新たに設立された法人（法第11条第3項若しくは第4項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、第12条第1項若しくは第2項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条の2第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人を除く。）のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除されることに留意する。</p> <p>(注) 省略</p> <p>(課税事業者選択届出書の効力)</p> <p>1—4—11 課税事業者選択届出書は、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間について課税事業者となることを選択するものであるから、当該届出書を提出したことにより課税事業者となった後において基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合であっても、法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》に規定する届出書（以下この章において「<u>課税事業者選択不適用届出書</u>」という。）を提出しない限り課税事業者選択届出書の効力は存続し、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の課税期間については、同条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定にかかわらず課税事業者となるのであるから留意する。</p>	<p>(新規開業等した場合の納税義務の免除)</p> <p>1—4—6 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者（法第10条《相続があった場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）又は新たに設立された法人（法第11条第3項若しくは第4項《合併があった場合の納税義務の免除の特例》、第12条第1項若しくは第2項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける法人を除く。）のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除されることに留意する。</p> <p>(注) 同左</p> <p>(課税事業者選択届出書の効力)</p> <p>1—4—11 課税事業者選択届出書は、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間について課税事業者となることを選択するものであるから、当該届出書を提出したことにより課税事業者となった後において基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合であっても、法第9条第5項《課税事業者の選択不適用》に規定する届出書を提出しない限り課税事業者選択届出書の効力は存続し、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の課税期間については、同条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定にかかわらず課税事業者となるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(注) 課税事業者選択不適用届出書を提出した事業者が、当該届出書の提出日以後、当該届出書を提出した日の属する課税期間中に法第9条第7項《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の課税事業者選択不適用の制限》に規定する調整対象固定資産の仕入れ等（以下この章、13-1-4の2及び13-1-4の3において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。）を行ったことにより同項の規定の適用を受けることとなった場合には、同項後段の規定により、当該届出書の提出がなかったものとみなされ、引き続き課税事業者選択届出書は、その効力が存続することに留意する。</u></p> <p><u>(調整対象固定資産を売却等した場合の法第9条第7項の適用関係)</u></p> <p><u>1-4-15の2 法第9条第7項《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の課税事業者選択不適用届出の制限》の規定は、課税事業者選択届出書を提出した事業者が、同項に規定する各課税期間（法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合に適用されるのであるから、その後に当該調整対象固定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、法第9条第7項の規定は継続して適用されることに留意する。</u></p> <p><u>(「やむを得ない事情」の範囲)</u></p> <p><u>1-4-16 法第9条第9項《届出書の提出時期に係る特例》に規定する「やむを得ない事情」とは、次に掲げるところによる。</u> (1)～(4) 省略</p> <p><u>(「事情がやんだ後相当の期間内」の意義)</u></p> <p><u>1-4-17 令第20条の2第3項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》に規定する「当該事情がやんだ後相当の期間内」とは、法第9条第9項《届出書の提出時期に係る特例》に規定する「やむを得</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(「やむを得ない事情」の範囲)</p> <p>1-4-16 法第9条第8項《届出書の提出時期に係る特例》に規定する「やむを得ない事情」とは、次に掲げるところによる。 (1)～(4) 同左</p> <p>(「事情がやんだ後相当の期間内」の意義)</p> <p>1-4-17 令第20条の2第3項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》に規定する「当該事情がやんだ後相当の期間内」とは、<u>法第9条第8項《届出書の提出時期に係る特例》</u>に規定する「やむを得</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ない事情」がやんだ日から2月以内の期間とする。</p> <p>(「新設法人」の意義)</p> <p>1—5—15 <u>法第12条の2第1項</u>《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する「新設法人」には、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人が該当するのであるから、法人を新規に設立した事業年度に限らず当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合には、新設法人に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(出資の金額の範囲)</p> <p>1—5—16 <u>法第12条の2第1項</u>《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する「出資の金額」には、営利法人である合名会社、合資会社又は合同会社に係る出資の金額に限らず、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合に係る出資の金額、特別の法律により設立された法人で出資を受け入れることとしている当該法人に係る出資の金額、地方公営企業法第18条《設立》に規定する地方公共団体が経営する企業に係る出資の金額及びその他の法人で出資を受け入れることとしている場合の当該法人に係る出資の金額が該当するのであるから留意する。</p> <p>(法第11条又は第12条と第12条の2第1項の適用関係)</p> <p>1—5—17 合併又は分割等により設立された法人については、法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、<u>法第12条の2第1項</u>《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定により納税義務の有無を判定する必要があること</p>	<p>ない事情」がやんだ日から2月以内の期間とする。</p> <p>(「新設法人」の意義)</p> <p>1—5—15 <u>法第12条の2</u>《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する「新設法人」には、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人が該当するのであるから、法人を新規に設立した事業年度に限らず当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合には、新設法人に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(出資の金額の範囲)</p> <p>1—5—16 <u>法第12条の2</u>《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する「出資の金額」には、営利法人である合名会社、合資会社又は合同会社に係る出資の金額に限らず、農業協同組合及び漁業協同組合等の協同組合に係る出資の金額、特別の法律により設立された法人で出資を受け入れることとしている当該法人に係る出資の金額、地方公営企業法第18条《設立》に規定する地方公共団体が経営する企業に係る出資の金額及びその他の法人で出資を受け入れることとしている場合の当該法人に係る出資の金額が該当するのであるから留意する。</p> <p>(法第11条又は第12条と第12条の2の適用関係)</p> <p>1—5—17 合併又は分割等により設立された法人については、法第11条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》又は第12条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定が適用されない場合であっても、基準期間がない課税期間については、<u>法第12条の2</u>《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定により納税義務の有無を判定する必要があることに留</p>

改 正 後	改 正 前
<p>とに留意する。</p> <p>(新設法人の3年目以後の取扱い)</p> <p>1—5—18 <u>法第12条の2第1項</u>《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定は、<u>基準期間がない法人について適用されるのであるから、資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人であっても、基準期間ができた以後の課税期間</u>（<u>同条第2項</u>《<u>基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例</u>》の規定により法第9条第1項《<u>小規模事業者に係る納税義務の免除</u>》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、<u>法第9条第1項の規定</u>によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) 省略</p> <p>(新設法人の簡易課税制度の適用)</p> <p>1—5—19 <u>法第12条の2第1項</u>《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定が適用される新設法人であっても、<u>法第37条第2項第2号</u>《<u>調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限</u>》に該当する場合又は同条第3項が適用される場合を除き、<u>法第37条第1項</u>《<u>中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例</u>》に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の選択はできるのであるから留意する。</p> <p>(法人設立届出書の提出があったときの取扱い)</p> <p>1—5—20 法第148条《<u>内国普通法人等の設立の届出</u>》の規定による届出書の提出があった場合において、当該届出書に<u>法第12条の2第1項</u>《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用がある新設法人に該当する旨及び規則第26条第5項各号《<u>新設法人に該当する旨の届出書の記載事</u></p>	<p>意する。</p> <p>(新設法人の3年目以後の取扱い)</p> <p>1—5—18 <u>法第12条の2</u>《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定は、<u>基準期間がない法人について適用されるのであるから、資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人であっても、基準期間ができた以後の課税期間における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項</u>《<u>小規模事業者に係る納税義務の免除</u>》の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同左</p> <p>(新設法人の簡易課税制度の適用)</p> <p>1—5—19 <u>法第12条の2</u>《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定が適用される新設法人であっても、<u>法第37条第1項</u>《<u>中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例</u>》に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の選択はできるのであるから留意する。</p> <p>(法人設立届出書の提出があったときの取扱い)</p> <p>1—5—20 法第148条《<u>内国普通法人等の設立の届出</u>》の規定による届出書の提出があった場合において、当該届出書に<u>法第12条の2</u>《<u>基準期間がない法人の納税義務の免除の特例</u>》の規定の適用がある新設法人に該当する旨及び規則第26条第5項各号《<u>新設法人に該当する旨の届出書の記載事項</u>》に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>項》に規定する事項の記載がある場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」の提出があったものとして取り扱う。</p>	<p>規定する事項の記載がある場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」の提出があったものとして取り扱う。</p>
<p>(法第12条の2第2項の規定が適用される新設法人)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>1—5—21 法第12条の2第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例》の規定が適用される新設法人は、その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である同条第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する新設法人をいうのであるから、同項の規定により法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されない新設法人に限られないことに留意する。</u></p>	
<p>(調整対象固定資産を売却等した場合の法第12条の2第2項の適用関係)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>1—5—22 法第12条の2第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の特例》の規定は、同条第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》に規定する新設法人が、同条第2項に規定する各課税期間（法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合に適用されるのであるから、その後に当該調整対象固定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、法第12条の2第2項の規定は継続して適用されることに留意する。</u></p>	
<p>(組織変更等の場合の課税期間)</p>	<p>(組織変更等の場合の課税期間)</p>
<p>3—2—2 法人が会社法その他の法令の規定によりその組織又は種類の変更（以下「組織変更等」という。）をして他の組織又は種類の法人となった場合には、組織変更等前の法人の解散の登記、組織変更等後の法人の設立の登記にかかわらず、当該法人の課税期間は、その組織変更等によって区分され</p>	<p>3—2—2 法人が会社法その他の法令の規定によりその組織又は種類の変更（以下「組織変更等」という。）をして他の組織又は種類の法人となった場合には、組織変更等前の法人の解散の登記、組織変更等後の法人の設立の登記にかかわらず、当該法人の課税期間は、その組織変更等によって区分され</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ず継続することに留意する。</p> <p>(注) 基準期間ができた以後の課税期間において組織変更等した法人については、<u>法第12条の2第1項</u>《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受けないのであるから留意する。</p> <p>(法人課税信託の受託者が提出する届出書等)</p> <p>4—4—3 法第9条第4項又は第5項《小規模事業者に係る納税義務の免除》、法第37条第1項又は第4項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、法第37条の2第1項又は第6項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》、法第57条《小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出》、令第20条の2第1項又は第2項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》及び令第57条の2第1項又は第2項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例》の届出又は申請に関する規定が適用されるのは固有事業者に限られるから、受託事業者はこれらの規定に関する届出書又は申請書は提出できない。</p> <p>ただし、法第19条第1項第3号から第4号の2《課税期間》及び法第30条第3項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定は、固有事業者における適用の有無にかかわらず、受託事業者においても適用されるので、受託事業者がこれらの規定の適用を受ける場合には、受託事業者ごとにこれらの規定に関する届出書又は申請書を提出する必要がある。</p> <p>(支払手段の範囲)</p> <p>6—2—3 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》に規定する「外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号《定義》に規定する支払手段」とは、次のものをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨</p>	<p>ず継続することに留意する。</p> <p>(注) 基準期間ができた以後の課税期間において組織変更等した法人については、<u>法第12条の2</u>《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受けないのであるから留意する。</p> <p>(法人課税信託の受託者が提出する届出書等)</p> <p>4—4—3 法第9条第4項又は第5項《小規模事業者に係る納税義務の免除》、法第37条第1項又は第2項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》、法第37条の2第1項又は第6項《災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例》、法第57条《小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出》、令第20条の2第1項又は第2項《納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例》及び令第57条の2第1項又は第2項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例》の届出又は申請に関する規定が適用されるのは固有事業者に限られるから、受託事業者はこれらの規定に関する届出書又は申請書は提出できない。</p> <p>ただし、法第19条第1項第3号から第4号の2《課税期間》及び法第30条第3項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定は、固有事業者における適用の有無にかかわらず、受託事業者においても適用されるので、受託事業者がこれらの規定の適用を受ける場合には、受託事業者ごとにこれらの規定に関する届出書又は申請書を提出する必要がある。</p> <p>(支払手段の範囲)</p> <p>6—2—3 法別表第一第2号《有価証券等の譲渡》に規定する「外国為替及び外国貿易法第6条第1項第7号《定義》に規定する支払手段」とは、次のものをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形、郵便為替及び信用状 (3) 約束手形 (4) (1)～(3)に掲げるもののいずれかに類するもので、支払のために使用することができるもの (5) 証票、電子機器その他の物に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者相互間でその支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものに限る。） (注) 1 これらの支払手段であっても、収集品及び販売用のものは、課税の対象となる。 2 (5)の具体的範囲については、外国為替令において定めることとされている。</p> <p>(金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等) 6—3—1 法別表第一第3号《利子に対価とする貸付金等》の規定においては、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が非課税となるのであるから留意する。 (1)～(10) 省略 (11) 割賦販売法第2条第1項《割賦販売の定義》に規定する割賦販売、同法第2条第2項《ローン提携販売の定義》に規定するローン提携販売、<u>同条第3項《包括信用購入あっせんの定義》に規定する包括信用購入あっせん又は同条第4項《個別信用購入あっせん》に規定する個別信用購入あっせんの手数料</u>（契約においてその額が明示されているものに限る。） (12)～(17) 省略</p> <p>(物品切手等に該当するかどうかの判定)</p>	<p>(2) 小切手（旅行小切手を含む。）、為替手形、郵便為替及び信用状 (3) 約束手形 (4) (1)～(3)に掲げるもののいずれかに類するもので、支払のために使用することができるもの (5) 証票、電子機器その他の物に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者相互間でその支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものに限る。） (注) 1 これらの支払手段であっても、収集品及び販売用のものは、課税の対象となる。 2 (5)は<u>いわゆる電子マネーを指すが、その具体的範囲については、外国為替令において定めることとされている。</u></p> <p>(金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等) 6—3—1 法別表第一第3号《利子に対価とする貸付金等》の規定においては、おおむね次のものを対価とする資産の貸付け又は役務の提供が非課税となるのであるから留意する。 (1)～(10) 同左 (11) 割賦販売法第2条第1項《割賦販売の定義》に規定する割賦販売、同法第2条第2項《ローン提携販売の定義》に規定するローン提携販売<u>及び同条第3項《割賦購入あっせんの定義》に規定する割賦購入あっせんの手数料</u>（契約においてその額が明示されているものに限る。） (12)～(17) 同左</p> <p>(物品切手等に該当するかどうかの判定)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>6—4—4 法別表第一第4号ハ《物品切手等の譲渡》に規定する「物品切手等」とは、次のいずれにも該当する<u>証書及び資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項《定義》に規定する前払式支払手段に該当する同項各号に規定する番号、記号その他の符号（以下6—4—4において「証書等」という。）</u>をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 当該<u>証書等</u>と引換えに一定の物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供（以下6—4—4において「給付等」という。）を約するものであること。</p> <p>(2) <u>給付等を受けようとする者が当該証書等と引換えに給付等を受けたこと</u>によって、その対価の全部又は一部の支払債務を負担しないものであること。</p> <p>(注) いわゆるプリペイドカードは、物品切手等に該当する。</p> <p>(医療関係の非課税範囲)</p> <p>6—6—1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) その他これらに類するものとして、例えば、<u>学校保健安全法</u>の規定に基づく医療に要する費用の援助に係る医療、母子保健法の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る医療等、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用の全部又は一部を国又は地方公共団体により負担される医療及び療養（いわゆる公費負担医療）</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6—7—5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当す</p>	<p>6—4—4 法別表第一第4号ハ《物品切手等の譲渡》に規定する「物品切手等」とは、次のいずれにも該当する<u>証書</u>をいうものとして取り扱う。</p> <p>(1) 当該<u>証書</u>と引換えに一定の物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供を約するものであること。</p> <p>(2) <u>給付請求権利者が当該証書と引換えに一定の物品の給付若しくは貸付け又は特定の役務の提供を受けたこと</u>によって、その対価の全部又は一部の支払債務を負担しないものであること。</p> <p>(注) いわゆるプリペイドカードは、物品切手等に該当する。</p> <p>(医療関係の非課税範囲)</p> <p>6—6—1 法別表第一第6号《医療等の給付》の規定による医療関係の非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(6) 同左</p> <p>(7) その他これらに類するものとして、例えば、<u>学校保健法</u>の規定に基づく医療に要する費用の援助に係る医療、母子保健法の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る医療等、国又は地方公共団体の施策に基づきその要する費用の全部又は一部を国又は地方公共団体により負担される医療及び療養（いわゆる公費負担医療）</p> <p>(社会福祉関係の非課税範囲)</p> <p>6—7—5 法別表第一第7号ロ《社会福祉事業等に係る資産の譲渡等》に規定する非課税範囲は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 同号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定に該当す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る資産の譲渡等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ <u>児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住宅型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</u></p> <p>ハ～カ 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(包括的支援事業の委託に係る取扱い)</p> <p>6-7-10 市町村が包括的支援事業（<u>介護保険法第115条の45第1項《地域包括支援センター》</u>に規定する包括的支援事業をいう。以下6-7-10において同じ。）を委託した場合の取扱いは、次のとおりとなる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(輸出免税等の具体的範囲)</p> <p>7-2-1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 外国貨物の荷役、運送、保管、検数又は鑑定等の役務の提供</p> <p>(注) 特定輸出貨物（関税法第30条第1項第5号《外国貨物を置く場所の制</p>	<p>る資産の譲渡等は除かれることに留意する。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 第二種社会福祉事業</p> <p>イ 同左</p> <p>ロ <u>児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</u></p> <p>ハ～カ 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(包括的支援事業の委託に係る取扱い)</p> <p>6-7-10 市町村が包括的支援事業（<u>介護保険法第115条の39第1項《地域包括支援センター》</u>に規定する包括的支援事業をいう。以下6-7-10において同じ。）を委託した場合の取扱いは、次のとおりとなる。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(輸出免税等の具体的範囲)</p> <p>7-2-1 法第7条第1項及び令第17条各項《輸出免税等の範囲》の規定により輸出免税とされるものの範囲は、おおむね次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(7) 同左</p> <p>(8) 外国貨物の荷役、運送、保管、検数又は鑑定等の役務の提供</p> <p>(注) 特定輸出貨物（関税法第30条第1項第5号《外国貨物を置く場所の制</p>

改 正 後	改 正 前
<p>限》に規定する特定輸出貨物をいう。以下7—2—13の2において同じ。)に係るこれらの役務の提供にあつては、<u>次のものに限られる。</u></p> <p>(1) <u>指定保税地域等（関税法第29条《保税地域の種類》に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下7—2—1及び7—2—13において同じ。）及び当該特定輸出貨物の輸出のための船舶又は航空機への積込みの場所におけるもの</u></p> <p>(2) <u>指定保税地域等相互間の運送</u></p> <p>(9)～(11) 省略</p> <p>(その他これらに類する役務の提供)</p> <p>7—2—14 関税法第40条《<u>貨物の取扱い</u>》の規定により指定保税地域において行うことができる<u>行為</u>として関税法基本通達40—1(1)～(4)に定めるものについては、令第17条第2項第4号《輸出取引等の範囲》に規定するその他これらに類する役務の提供に含まれる。</p> <p>(新規に開業をした事業者の仕入税額控除)</p> <p>11—1—7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのであるから、新たに事業を開始した個人事業者（法第10条《相続があつた場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）又は新たに設立した法人（法第11条《合併があつた場合の納税義務の免除の特例》、第12条《分割等があつた場合の納税義務の免除の特例》又は第12条の2第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）は、法第9条第4項《小規模事業者に係る納税義務の免除の不適用》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。</p>	<p>限》に規定する特定輸出貨物をいう。以下7—2—13の2において同じ。)に係るこれらの役務の提供にあつては、<u>指定保税地域等（関税法第29条《保税地域の種類》に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下7—2—13において同じ。）及び当該特定輸出貨物の輸出のための船舶又は航空機への積込みの場所におけるものに限られる。</u></p> <p>(9)～(11) 同左</p> <p>(その他これらに類する役務の提供)</p> <p>7—2—14 関税法第40条第1項《<u>指定保税地域においてできる貨物の取扱い</u>》の規定により<u>あらかじめ税関長に届け出て</u>指定保税地域において行うことができる<u>業務</u>として関税法基本通達40—1(1)～(4)に定めるものについては、令第17条第2項第4号《輸出取引等の範囲》に規定するその他これらに類する役務の提供に含まれる。</p> <p>(新規に開業をした事業者の仕入税額控除)</p> <p>11—1—7 法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定の適用があるのは、課税事業者に限られるのであるから、新たに事業を開始した個人事業者（法第10条《相続があつた場合の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）又は新たに設立した法人（法第11条《合併があつた場合の納税義務の免除の特例》、第12条《分割等があつた場合の納税義務の免除の特例》又は第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者を除く。）は、法第9条第4項《小規模事業者に係る納税義務の免除の不適用》の規定により課税事業者を選択しない限り、課税仕入れ等の税額を控除することはできないのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭出資により設立した法人が課税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整)</p> <p>12—6—5 法第36条第1項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定は、法第12条第7項第3号《分割等の意義》に該当する分割等により設立された新設分割子法人が、同条第1項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定により法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなった日の前日において、消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。）を有している場合にも適用がある。</p> <p>(注) 法第12条第7項第3号に該当する分割等により設立された新設分割子法人は、法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定の適用を受ける場合又は法第12条の2第1項《基準期間がない法人の納税義務の免除》の規定の適用がある場合を除き、その設立の日から法第12条第7項第3号の契約に基づく金銭以外の資産の譲渡が行われた日の前日までの間は、消費税の納税義務が免除される。</p> <p>(簡易課税制度選択届出書の効力)</p> <p>13—1—3 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定による届出書（以下「簡易課税制度選択届出書」という。）は、課税事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税</p>	<p>(金銭出資により設立した法人が課税事業者となる場合の棚卸資産に係る消費税額の調整)</p> <p>12—6—5 法第36条第1項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定は、法第12条第7項第3号《分割等の意義》に該当する分割等により設立された新設分割子法人が、同条第1項《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》の規定により法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定の適用を受けないこととなった日の前日において、消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。）を有している場合にも適用がある。</p> <p>(注) 法第12条第7項第3号に該当する分割等により設立された新設分割子法人は、法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定の適用を受ける場合又は法第12条の2《基準期間がない法人の納税義務の免除》の規定の適用がある場合を除き、その設立の日から法第12条第7項第3号の契約に基づく金銭以外の資産の譲渡が行われた日の前日までの間は、消費税の納税義務が免除される。</p> <p>(簡易課税制度選択届出書の効力)</p> <p>13—1—3 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定による届出書（以下「簡易課税制度選択届出書」という。）は、課税事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者</p>

改 正 後	改 正 前
<p>事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに同条第4項《簡易課税制度の選択不適用》に規定する届出書を提出している場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(相続があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等)</p> <p>13—1—3の2 相続があった場合における法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 事業を営んでいない相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合又は個人事業者である相続人が相続により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合において、当該相続人が相続があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、<u>令第56条第1項第1号</u>《事業を開始した日の属する課税期間》又は第2号《相続があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</p> <p>ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超え、課税事業者該当する個人事業者が相続により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合の当該課税期間は、<u>令第56条第1項第2号</u>に規定する課税期間には該当しない。</p> <p>(合併があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等)</p> <p>13—1—3の3 合併があった場合における法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</p>	<p>事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、当該課税期間の初日の前日までに同条第2項《簡易課税制度の選択不適用》に規定する届出書を提出している場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(相続があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等)</p> <p>13—1—3の2 相続があった場合における法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 事業を営んでいない相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合又は個人事業者である相続人が相続により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合において、当該相続人が相続があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、<u>令第56条第1号</u>《事業を開始した日の属する課税期間》又は第2号《相続があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</p> <p>ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超え、課税事業者該当する個人事業者が相続により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合の当該課税期間は、<u>令第56条第2号</u>に規定する課税期間には該当しない。</p> <p>(合併があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等)</p> <p>13—1—3の3 合併があった場合における法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 省略</p> <p>(2) 法人が新設合併によりその事業を承継した場合又は吸収合併により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、<u>令第56条第1項第1号</u>《事業を開始した日の属する課税期間》又は第3号《合併があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</p> <p>ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超え、課税事業者に該当する法人が吸収合併により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合の当該課税期間は、<u>令第56条第1項第3号</u>に規定する課税期間には該当しない。</p> <p>(分割があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等)</p> <p>13—1—3の4 分割があった場合における法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法人が、新設分割によりその事業を承継した場合又は吸収分割により法第37条第1項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合において、当該法人が新設分割又は吸収分割があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、<u>令第56条第1項第1号</u>《事業を開始した日の属する課税期間》又は第4号《吸収分割があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</p> <p>ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超え、課税事業者に該当する法人が吸収分割により法第37条第1項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合の当該課税期間は、<u>令第56条第1項第4号</u>に規定する課税期間には該当しない。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 法人が新設合併によりその事業を承継した場合又は吸収合併により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合において、当該法人が合併があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、<u>令第56条第1号</u>《事業を開始した日の属する課税期間》又は第3号《合併があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</p> <p>ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超え、課税事業者に該当する法人が吸収合併により法第37条第1項の規定の適用を受けていた被合併法人の事業を承継した場合の当該課税期間は、<u>令第56条第3号</u>に規定する課税期間には該当しない。</p> <p>(分割があった場合の簡易課税制度選択届出書の効力等)</p> <p>13—1—3の4 分割があった場合における法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用は、次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 法人が、新設分割によりその事業を承継した場合又は吸収分割により法第37条第1項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合において、当該法人が新設分割又は吸収分割があった日の属する課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出したときは、当該課税期間は、<u>令第56条第1号</u>《事業を開始した日の属する課税期間》又は第4号《吸収分割があった日の属する課税期間》に規定する課税期間に該当する。</p> <p>ただし、当該課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超え、課税事業者に該当する法人が吸収分割により法第37条第1項の規定の適用を受けていた分割法人の事業を承継した場合の当該課税期間は、<u>令第56条第4号</u>に規定する課税期間には該当しない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 省略</p> <p><u>(簡易課税制度選択届出書提出後に法第37条第2項各号に規定する場合に該当する場合の当該届出書の取扱い)</u></p> <p><u>13—1—4の2 簡易課税制度選択届出書を提出した事業者が、当該届出書の提出日以後、その提出した日の属する課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行ったことにより、法第37条第2項各号《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》に規定する場合に該当することとなった場合には、同条第3項の規定により当該届出書の提出がなかったものとみなされることに留意する。</u></p> <p><u>(調整対象固定資産を売却等した場合の法第37条第2項の適用関係)</u></p> <p><u>13—1—4の3 法第37条第2項《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》の規定は、同項各号に規定する事業者が当該各号に規定する場合に該当するときに適用されるのであるから、当該事業者が調整対象固定資産の仕入れ等を行った後に当該調整対象固定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、法第37条第2項の規定は継続して適用されることに留意する。</u></p> <p><u>(事業を開始した課税期間の翌課税期間からの簡易課税制度の選択)</u></p> <p>13—1—5 事業者が簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間及び令第55条各号《仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用がない分割等に係る課税期間》に規定する課税期間を除く。以下13—1—5において同じ。)について、簡易課税制度を選択できるのであるから、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間が<u>令第56条第1項各号</u>《事業を開始した</p>	<p>(注) 同左</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(事業を開始した課税期間の翌課税期間からの簡易課税制度の選択)</u></p> <p>13—1—5 事業者が簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間及び令第55条各号《仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用がない分割等に係る課税期間》に規定する課税期間を除く。以下13—1—5において同じ。)について、簡易課税制度を選択できるのであるから、当該簡易課税制度選択届出書を提出した日の属する課税期間が<u>令第56条各号</u>《事業を開始した日の属</p>

改 正 後	改 正 前
<p>日の属する課税期間等の範囲》に規定する課税期間に該当する場合であっても、当該課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択することもできることに留意する。</p> <p>(注) 省略</p> <p>(「やむを得ない事情」の範囲等)</p> <p>13—1—5の2 法第37条第7項《届出書の提出時期に係る特例》に規定する「やむを得ない事情」の意義については、1—4—16による。</p> <p>また、令第57条の2第3項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例》に規定する「当該事情がやんだ後相当の期間内」の意義については、1—4—17による。</p>	<p>する課税期間等の範囲》に規定する課税期間に該当する場合であっても、当該課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択することもできることに留意する。</p> <p>(注) 同左</p> <p>(「やむを得ない事情」の範囲等)</p> <p>13—1—5の2 法第37条第5項《届出書の提出時期に係る特例》に規定する「やむを得ない事情」の意義については、1—4—16による。</p> <p>また、令第57条の2第3項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例》に規定する「当該事情がやんだ後相当の期間内」の意義については、1—4—17による。</p>